

奈良県訓令第四号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和三年十二月二十日から施行する。

令和三年十月二十日

奈良県知事 荒井正吾

別表の出先機関における記号の表中

奈良県吉野保健所	県 庁
奈良県内吉野保健所	支 庁
を「奈良	

県吉野保健所 県 庁 に改める。